

第32号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表23の項第1号中「7,070円」を「8,570円」に改める。

別表58の項の次に次の1項を加える。

<p>58の2 所 所有者不明 土地の利 用の円滑 化等に関 する特別 措置法関 係手数料</p>	<p>(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得の裁定を受けようとする者（国及び島根県（土地収用法第125条第1項ただし書の規定について法令の規定を適用した結果国又は島根県とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）を除く。）</p> <p>ア 損失の補償金の見積額が100,000円 以下の場合</p> <p>イ 損失の補償金の見積額が100,000円 を超え1,000,000円以下の場合</p>	<p>27,000円</p> <p>27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに</p>
---	--	--

		2,700 円 を 加 えた額
ウ	損失の補償金の見積額が1,000,000 円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損 失の補償金の 見積額の 1,000,000 円 を超える部分 が 100,000 円 に達するごと に 3,400 円 を 加えた額
エ	損失の補償金の見積額が5,000,000 円を超え20,000,000円以下の場合	211,600 円 に 損失の補償金 の見積額の 5,000,000 円 を超える部分 が 1,000,000 円に達するご とに 3,500 円 を加えた額
オ	損失の補償金の見積額が20,000,000 円を超え100,000,000円以下の場合	264,100 円 に 損失の補償金 の見積額の 20,000,000 円 を超える部分 が 4,000,000 円に達するご

		とに 4,800 円 を加えた額
カ	損失の補償金の見積額が100,000,000 円を超える場合	360,100円
(2)	法第27条第1項又は第37条第1項の規 定に基づく収用又は使用の裁定を受けよ うとする者（国及び島根県を除く。）	
ア	損失の補償金の見積額が100,000円 以下の場合	27,000円
イ	損失の補償金の見積額が100,000円 を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損 失の補償金の 見積額の 100,000円を 超える部分が 50,000円に達 するごとに 2,700円を加 えた額
ウ	損失の補償金の見積額が1,000,000 円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損 失の補償金の 見積額の 1,000,000円 を超える部分 が100,000円 に達するごと に3,400円を 加えた額

	<p>エ 損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合</p> <p>オ 損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合</p> <p>カ 損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合</p>	<p>211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額</p> <p>264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額</p> <p>360,100円</p>
--	--	--

第2条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表23の項第1号中「8,570円」を「8,640円」に改め、同項第6号中「63,500円」を「63,900円」に改め、同項第7号中「33,000円」を「33,500円」に改め、同項第8号中「63,500円」を「63,900円」に改め、同項第9号中「33,000円」を「33,500円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定（別表58の項の次に1項を加える改正規定を除く。）

は平成31年4月1日から、第1条の規定（別表58の項の次に1項を加える改正規定に限る。）は同年6月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。